

郡山市自殺対策基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第23号

郡山市自殺対策基本条例の一部を改正する条例

郡山市自殺対策基本条例（平成29年郡山市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 前文 第1章（略） 第2章 基本的施策（第9条—<u>第17条</u>） 第3章 推進体制（<u>第18条—第21条</u>） 第4章 雑則（<u>第22条・第23条</u>） 附則</p> <p>誰もが、心身ともに健康で安心して暮らすことを望んでいる。しかしながら、わが国においては、毎年、健康問題、経済問題、家庭問題、人間関係等の様々な理由から<u>こどもをはじめとした多くの方が自殺で亡くなっている。</u></p> <p>それは本市においても例外ではなく、<u>日々の生活への不安に加え、自然災害等や感染症の影響等により自殺につながる可能性がある様々な問題を抱えている多くの市民がいることから、自殺対策は重要な課題の一つとなっている。</u></p> <p>自殺に至る背景には様々な社会的要因があり、私たち一人ひとりが自ら又は家庭において自殺防止に向けた<u>取組</u>を行うことはもとより、自殺を社会全体の問題として捉え、本市の実情に応じた自殺に関する制度の見直し、相談・支援体制の整備等の社会的な<u>取組</u>を充実することにより、市民一人ひとりが、自殺に対する関心と理解を深め、誰もが自殺に追い込まれることなく、心身ともに健康で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を目指し、この条例を制定する。</p>	<p>目次 前文 第1章（略） 第2章 基本的施策（第9条—<u>第16条</u>） 第3章 推進体制（<u>第17条—第20条</u>） 第4章 雑則（<u>第21条・第22条</u>） 附則</p> <p>誰もが、心身ともに健康で安心して暮らすことを望んでいる。しかしながら、わが国においては、毎年、健康問題、経済問題、家庭問題、人間関係等の様々な理由から<u>多くの方が自殺で亡くなっている。</u></p> <p>それは本市においても例外ではなく、<u>日々の生活に不安を感じている多くの市民がいることに加え、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害の影響等により避難している方の孤立等、自殺につながる可能性がある様々な問題を抱えており、自殺対策は重要な課題の一つとなっている。</u></p> <p>自殺に至る背景には様々な社会的要因があり、私たち一人ひとりが自ら又は家庭において自殺防止に向けた<u>取り組み</u>を行うことはもとより、自殺を社会全体の問題として捉え、本市の実情に応じた自殺に関する制度の見直し、相談・支援体制の整備等の社会的な<u>取り組み</u>を充実することにより、市民一人ひとりが、自殺に対する関心と理解を深め、誰もが自殺に追い込まれることなく、心身ともに健康で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を</p>

(基本理念)

第2条 (略)

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、関係機関、関係団体その他の関係者の連携と協働により、社会的な取組として、安全・安心なまちづくりと一体となって推進されなければならない。

3～5 (略)

6 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関し適切な配慮がなされるようにするための取組の促進について特に留意されなければならない。

7 こどもに係る自殺対策は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で取り組むことを基本として、行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(第5条第1項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策について、関係機関との連携のもと、自殺に関する現状を把握し、本市の状況に応じた施策を策定して実施するものとする。

2・3 (略)

4 市は、医療機関、事業主、学校等教育機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他関係する者が実施する自殺対策に関する取組を支援するものとする。

5 (略)

目指し、この条例を制定する。

(基本理念)

第2条 (略)

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして、安全・安心なまちづくりと一体となって実施されなければならない。

3～5 (略)

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、自殺対策について、関係機関との連携のもと、自殺に関する現状を把握し、本市の状況に応じた施策を策定して実施するものとする。

2・3 (略)

4 市は、医療機関、事業主、学校等教育機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他関係する者が実施する自殺対策に関する取り組みを支援するものとする。

5 (略)

(学校等教育機関の責務)

第5条 学校等教育機関は、基本理念にのっとり自殺対策に取り組む当事者としての意識を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、市、関係機関、保護者等と連携し、児童生徒及び学生等が心身ともに健康な生活を送ることができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

2 学校等教育機関は、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置のほか、精神保健に関する知識の向上その他の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うものとする。

3～5 (略)

(医療提供の体制整備)

第13条 (略)

2 市は、精神科医(精神保健に関して学識経験を有する医師をいう。)その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第14条 市は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定により整備する体制においては、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、自殺の発生を回避するための適切な対処を行う上で必要な情報が、当該対処を行う関係機関及び関係団体に対し迅速かつ適切に提供されるようにするものとし、そのために必要な措置が講じられなければならない。

3 市は、自殺の防止の観点から、自殺の助長につながるような情報、物品、設備等についてその適切な管理、配慮等に関して注意を促すために必要な措置を講ずるものとする。

(自殺未遂者等への支援)

第15条 市は、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者が、自殺を図ることの

(学校等教育機関の責務)

第5条 学校等教育機関は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、市、関係機関、保護者等と連携し、児童生徒及び学生等が心身ともに健康な生活を送ることができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

2～4 (略)

(医療提供の体制整備)

第13条 (略)

(自殺未遂者等への支援)

第14条 市は、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者が、自殺を図ることの

ないよう、自殺未遂者等への適切かつ継続的な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自死遺族等への支援)

第16条 市は、自死遺族又は自殺未遂者の親族等が受ける複雑かつ深刻な心情に配慮し、その深刻な心理的影響、その生活上の不安等が緩和されるよう、当該親族等に対する総合的な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

第17条～第23条 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

ないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自死遺族等への支援)

第15条 市は、自死遺族又は自殺未遂者の親族等が受ける複雑かつ深刻な心情に配慮し、その深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

第16条～第22条 (略)